

平成 30 年 度

白 山 市 予 算 書

一 般 会 計
国民健康保険特別会計
後期高齢者医療特別会計
介護保険特別会計
簡易水道事業特別会計
墓地公苑特別会計
温泉事業特別会計
工業団地造成事業特別会計
湊財産区特別会計
水道事業会計
工業用水道事業会計
下水道事業会計

議案第1号

平成30年度白山市一般会計予算

目次

議案番号	議 件 名	頁
議案第1号	平成30年度白山市一般会計予算	1
議案第2号	平成30年度白山市国民健康保険特別会計予算	8
議案第3号	平成30年度白山市後期高齢者医療特別会計予算	11
議案第4号	平成30年度白山市介護保険特別会計予算	14
議案第5号	平成30年度白山市簡易水道事業特別会計予算	17
議案第6号	平成30年度白山市墓地公苑特別会計予算	22
議案第7号	平成30年度白山市温泉事業特別会計予算	25
議案第8号	平成30年度白山市工業団地造成事業特別会計予算	28
議案第9号	平成30年度白山市湊財産区特別会計予算	32
議案第10号	平成30年度白山市水道事業会計予算	35
議案第11号	平成30年度白山市工業用水道事業会計予算	38
議案第12号	平成30年度白山市下水道事業会計予算	40

平成30年度白山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,014,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月1日提出

白山市長 山田憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		18,498,810
	1 市民税	7,686,800
	2 固定資産税	9,144,600
	3 軽自動車税	291,300
	4 市たばこ税	600,000
	5 鉱産税	10
	6 入湯税	4,500
	7 都市計画税	771,600
2 地方譲与税		400,000
	1 地方揮発油譲与税	107,000
	2 自動車重量譲与税	293,000
3 利子割交付金		33,000
	1 利子割交付金	33,000
4 配当割交付金		40,000
	1 配当割交付金	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金		67,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	67,000
6 地方消費税交付金		2,139,000
	1 地方消費税交付金	2,139,000
7 自動車取得税交付金		174,000
	1 自動車取得税交付金	174,000
8 地方特例交付金		115,000
	1 地方特例交付金	115,000
9 地方交付税		9,058,000
	1 地方交付税	9,058,000
10 交通安全対策特別交付金		14,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000
11 分担金及び負担金		560,937
	1 分担金	5,925
	2 負担金	555,012
12 使用料及び手数料		421,976
	1 使用料	362,946
	2 手数料	59,030
13 国庫支出金		5,433,749
	1 国庫負担金	4,053,765
	2 国庫補助金	1,358,894

(単位：千円)

款	項	金額
	3 委託金	21,090
14 県支出金		2,993,880
	1 県負担金	1,902,517
	2 県補助金	854,231
	3 委託金	237,132
15 財産収入		59,618
	1 財産運用収入	58,118
	2 財産売却収入	1,500
16 寄附金		100,000
	1 寄附金	100,000
17 繰入金		1,055,933
	1 特別会計繰入金	4,051
	2 基金繰入金	1,051,882
18 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
19 諸収入		995,497
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	1,800
	3 貸付金元利収入	105,392
	4 受託事業収入	577,037
	5 雑入	306,268
20 市債		4,653,600
	1 市債	4,653,600
	歳入合計	47,014,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		317,678
	1 議会費	317,678
2 総務費		3,916,267
	1 総務管理費	3,050,695
	2 徴税費	392,643
	3 戸籍住民基本台帳費	361,697
	4 選挙費	77,198
	5 統計調査費	5,460
	6 監査委員費	28,574
3 民生費		13,950,686
	1 社会福祉費	5,249,126
	2 児童福祉費	8,165,104
	3 生活保護費	536,456
4 衛生費		5,263,374
	1 保健衛生費	4,481,125
	2 清掃費	782,249
5 労働費		8,609
	1 労働諸費	8,609
6 農林水産業費		1,014,434
	1 農業費	761,380
	2 林業費	228,302
	3 水産業費	24,752
7 商工費		1,602,314
	1 商工費	374,698
	2 観光費	1,227,616
8 土木費		5,649,670
	1 土木管理費	71,208
	2 道路橋りょう費	1,615,282
	3 河川費	44,904
	4 都市計画費	1,697,830
	5 下水道費	1,976,731
	6 住宅費	243,715
9 消防費		1,615,783
	1 消防費	1,615,783
10 教育費		6,116,046
	1 教育委員会費	365,590

(単位：千円)

款	項	金額
	2 小学校費	1,299,219
	3 中学校費	768,511
	4 幼稚園費	184,474
	5 社会教育費	2,757,183
	6 保健体育費	741,069
11 災害復旧費		8,000
	1 農林水産施設災害復旧費	4,000
	2 公共土木施設災害復旧費	2,000
	3 公共施設等災害復旧費	2,000
12 公債費		7,541,039
	1 公債費	7,541,039
13 諸支出金		100
	1 諸支出金	100
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		47,014,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
固定資産評価替え資料整備事業費	平成31年度から平成32年度まで	14,485
双葉保育所増築・大規模改修事業費	平成31年度	178,000
松任駅南複合型立体駐車場借上料	平成31年度から平成39年度まで	211,500
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（公有地分）	平成30年度	791,100
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（完成土地分）	平成30年度	412,900
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（未収金分）	平成30年度	503,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
公用車整備事業	3,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
定住促進支援事業	11,200			
コミュニティバス整備事業	40,100			
コミュニティバス運営事業	14,700			
地方路線バス運行維持事業	20,000			
放課後児童施設整備事業	36,700			
子育て保育施設整備事業	287,200			
老人福祉施設整備事業	5,900			
にわか工房改修事業	15,900			
県営ほ場整備事業	10,000			
県営土地改良事業	60,700			
特産品振興事業	1,700			
林道整備事業	31,700			
美川コミュニティプラザ改修事業	58,800			
観光施設整備事業	16,500			
旧加賀一の宮駅舎改修事業	23,000			
ふるさと保養センター清流整備事業	4,600			
観光施設運営事業	14,100			
観光地域イメージアップ事業	13,300			
白峰地域観光振興事業	82,300			
スキー場施設整備事業	27,700			
松任ふるさと館改修事業	13,800			
克雪化促進事業	1,500			
道路整備事業	456,400			
急傾斜地崩壊対策事業	8,500			
街路整備事業	151,100			
土地区画整理事業	94,100			
公園整備事業	27,300			
公営住宅改善事業	25,100			
消防施設等整備事業	27,200			
小学校改修事業	9,200			
旭丘小学校改修事業	16,500			
東明小学校改修事業	16,500			
石川小学校改修事業	46,800			
中学校改修事業	4,500			
笠間中学校改修事業	39,300			
史跡公園整備事業	1,089,500			
白峰伝統的建造物群保存整備事業	8,300			
松任文化会館改修事業	367,000			
公民館施設改修事業	1,400			
アルペンスキー場整備事業	9,000			
体育施設整備事業	54,900			
臨時財政対策債	1,314,000			
退職手当債	92,000			
計	4,653,600			

議案第2号

平成30年度白山市国民健康保険特別会計予算

平成30年度白山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,688,745千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,209,744
	1 国民健康保険税	2,209,744
2 国民健康保険料		23
	1 国民健康保険料	23
4 県支出金		7,653,387
	1 県補助金	7,653,386
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		563
	1 財産運用収入	563
6 繰入金		809,367
	1 一般会計繰入金	715,236
	2 基金繰入金	94,131
7 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
8 諸収入		14,160
	1 延滞金、加算及び過料	3,030
	4 雑入	11,130
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		10,688,745

議案第3号

平成30年度白山市後期高齢者医療特別会計予算

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		161,928
	1 総務管理費	90,539
	2 徴収費	71,148
	3 運営協議会費	241
2 保険給付費		7,537,529
	1 療養諸費	6,540,401
	2 高額療養費	962,094
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	27,314
3 国民健康保険事業費納付金		2,848,474
	1 医療給付費分	2,013,151
	2 後期高齢者支援金等分	633,434
	3 介護納付金分	201,889
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		107,222
	1 特定健康診査等事業費	64,829
	2 保健事業費	42,393
7 基金積立金		563
	1 基金積立金	563
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		32,017
	1 償還金及び還付加算金	16,000
	2 繰出金	16,017
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		10,688,745

平成30年度白山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,229,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		927,000
	1 後期高齢者医療保険料	927,000
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 繰入金		301,583
	1 他会計繰入金	301,583
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,315
	1 延滞金及び過料	55
	2 償還金及び還付加算金	1,250
	3 雑入	10
歳入合計		1,229,904

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		13,173
	1 総務管理費	13,173
2 広域連合納付金		1,215,471
	1 広域連合納付金	1,215,471
3 諸支出金		1,260
	1 償還金及び還付加算金	1,250
	2 繰出金	10
歳出合計		1,229,904

議案第4号

平成30年度白山市介護保険特別会計予算

平成30年度白山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,159,267千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,278,972
	1 介護保険料	2,278,972
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		1,838,774
	1 国庫負担金	1,524,940
	2 国庫補助金	313,834
4 支払基金交付金		2,380,791
	1 支払基金交付金	2,380,791
5 県支出金		1,312,475
	1 県負担金	1,241,589
	2 県補助金	70,886
6 財産収入		326
	1 財産運用収入	326
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		1,338,379
	1 一般会計繰入金	1,300,379
	2 基金繰入金	38,000
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		9,538
	1 延滞金、加算金及び過料	16
	2 預金利子	5
	3 雑入	9,517
歳入合計		9,159,267

議案第5号

平成30年度白山市簡易水道事業特別会計予算

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		156,352
	1 総務管理費	100,262
	2 介護認定審査会費	56,090
2 保険給付費		8,512,396
	1 介護サービス及び支援サービス等給付費	8,504,916
	2 その他諸費	7,480
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		487,681
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	314,516
	2 包括的支援事業及び任意事業費	173,165
5 基金積立金		327
	1 基金積立金	327
7 諸支出金		2,500
	1 償還金及び還付加算金	2,500
9 予備費		10
	1 予備費	10
歳出合計		9,159,267

平成30年度白山市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ454,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成30年3月1日提出

白山市長 山田憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
2 使用料及び手数料		54,501
	1 使用料	54,500
	2 手数料	1
4 県支出金		1,000
	1 県補助金	1,000
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		201,391
	1 他会計繰入金	201,391
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		4,565
	3 雑入	4,565
9 市債		192,900
	1 市債	192,900
歳入合計		454,360

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 給水事業費		318,161
	1 給水事業費	318,161
2 公債費		136,099
	1 公債費	136,099
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		454,360

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広瀬配水ポンプ場建設事業費	平成31年度	千円 70,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道整備事業	千円 192,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び民間等資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条 件による。 ただし、市財政 の都合により償 還年限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
計	192,900			

議案第6号

平成30年度白山市墓地公苑特別会計予算

平成30年度白山市の墓地公苑特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		15,549
	1 使用料	15,549
2 財産収入		12
	1 財産運用収入	12
3 繰入金		2,771
	2 基金繰入金	2,771
歳入合計		18,332

議案第7号

平成30年度白山市温泉事業特別会計予算

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 管理費		1,500
	1 管理費	1,500
3 公債費		16,832
	1 公債費	16,832
歳出合計		18,332

平成30年度白山市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		11,364
	1 使用料	11,364
3 県支出金		
	1 県補助金	
4 繰入金		5,027
	1 一般会計繰入金	5,027
歳入合計		16,391

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
2 管理費		16,391
	1 管理費	16,391
3 公債費		
	1 公債費	
歳出合計		16,391

議案第8号

平成30年度白山市工業団地造成事業特別会計予算

平成30年度白山市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ408,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月1日提出

白山市長 山田憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 財産収入		467
	2 財産運用収入	467
2 繰入金		180,433
	2 基金繰入金	180,433
5 市債		227,100
	1 市債	227,100
歳入合計		408,000

第2表 地方債

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 工業団地整備事業費		242,292
	1 工業団地整備事業費	242,292
2 公債費		165,708
	1 公債費	165,708
歳出合計		408,000

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山島工業団地整備事業	千円 227,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び民間等資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条 件による。 ただし、市財政 の都合により償 還年限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
計	227,100			

議案第9号

平成30年度白山市湊財産区特別会計予算

平成30年度白山市の湊財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,149千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		24,841
	1 財産運用収入	24,840
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		307
	2 雑入	307
4 繰入金		
	1 基金繰入金	
歳 入 合 計		25,149

議案第10号

平成30年度白山市水道事業会計予算

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,246
	1 総務管理費	3,246
2 財産費		21,903
	1 財産管理費	21,903
歳出合計		25,149

(総則)

第1条 平成30年度白山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水栓数 | 35,000 栓 |
| (2) 年間総配水量 | 10,371,000 m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 28,413 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 配水管網整備事業
施設整備事業 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 水道事業収益	1,451,564 千円
第1項 営業収益	1,213,112 千円
第2項 営業外収益	238,452 千円
支出	
第1款 水道事業費用	1,374,135 千円
第1項 営業費用	1,257,835 千円
第2項 営業外費用	111,300 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額588,072千円は、過年度分損益勘定留保資金3,059千円、当年度分損益勘定留保資金328,802千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,211千円及び建設改良積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	648,393千円
第1項 企 業 債	514,800千円
第2項 負 担 金	133,593千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,236,465千円
第1項 建 設 改 良 費	908,308千円
第2項 企 業 債 償 還 金	328,157千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	514,800千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金、地方公共団体金 融機構資金及び民間等 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融資 条件による。た だし、企業財政 その他の都合に より償還年限を 短縮し、若しく は繰上償還又は 低利に借り換え することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 162,466千円

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、26,000千円と定める。

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲昭

議案第11号

平成30年度白山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度白山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 2箇所
- (2) 年間総配水量 5,329,000m³
- (3) 一日基本水量 14,600m³
- (4) 主要な建設改良事業 施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 工業用水道事業収益	168,945千円
第1項 営業収益	166,903千円
第2項 営業外収益	2,042千円
支出	
第1款 工業用水道事業費用	165,311千円
第1項 営業費用	139,812千円
第2項 営業外費用	23,499千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額52,084千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,084千円で補てんするものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	42,800千円
第1項 企業債	42,800千円
支出	
第1款 資本的支出	94,884千円
第1項 建設改良費	56,000千円
第2項 企業債償還金	38,884千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	42,800千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 15,130千円

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲 昭

議案第12号

平成30年度白山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度白山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	39,200戸
(2) 年間総排水量	11,845,000m ³
(3) 一日平均処理水量	32,452m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠整備事業 処理場整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,087,957千円
第1項 営業収益	1,728,957千円
第2項 営業外収益	2,359,000千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,200,837千円
第1項 営業費用	3,446,791千円
第2項 営業外費用	734,046千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,324,902千円は、過年度分損益勘定留保資金1,263,990千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,912千円で補てんするものとする。)

収

入

第1款 資本的収入	2,968,091千円
第1項 企業債	1,956,200千円
第2項 国庫補助金	383,350千円
第5項 他会計出資金	506,041千円
第7項 貸付金返還金	5,774千円
第8項 分担金及び返還金	116,726千円

支

出

第1款 資本的支出	4,292,993千円
第1項 建設改良費	1,267,954千円
第2項 企業債償還金	3,014,239千円
第4項 投資	10,800千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
松任中央浄化センター水処理施設増設事業費	平成31年度から平成32年度まで	1,085,000千円
一里野終末処理場施設更新事業費	平成31年度	78,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	708,800千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金、地方公共団体金 融機構資金及び民間等 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融資 条件による。た だし、企業財政 その他の都合に より償還年限を 短縮し、若しく は繰上償還又は 低利に借り換え することができる。
下水道事業 (特別措置分)	185,900千円			
下水道事業 (資本費平準化債)	1,061,500千円			
合 計	1,956,200千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 132,326千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,625千円である。

平成30年3月1日提出

白山市長 山田 憲 昭